

[事案 25-141] 失効取消請求

- ・平成 26 年 6 月 25 日 裁定終了
- ※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

口座振替案内・自動振替貸付等の説明がなく、保険料の振込遅延の知らせもなかったために失効したことを理由に、失効の取り消しおよび失効前契約の復活を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 3 月に契約した定期保険 2 契約について、保険料が、平成 24 年 3 月の払込期月および猶予期間中に払い込まれず、同年 5 月に失効した。

しかしながら、以下の理由により、失効を取り消し、失効前契約を復活してほしい。

- (1) 保険料払込方法を月払いから年払いに変更にした際、口座振替案内・自動振替貸付等の説明がなかった。
- (2) 保険料の振込みを遅延した際、従来は募集人から連絡があったが、今回は無かった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、約款の規定にしたがい失効しているため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、1 か月間の払込期月の後、払込期月の翌々月の月毎応当日までの払込猶予期間があり、失効はその翌日と規定しており、それに沿った取扱いである。
- (2) 払込期月中に保険料が払い込まれない場合、「保険料未払込みのお知らせ」を契約者へ送付し催促しており、本件では、募集人が申立人（法人代表者）へ何度か電話したが繋がらなく、代表者宅に払込みをお願いするファックスを送付している。
- (3) 保険料払込がなければ契約は失効すること、また、健康状態によっては失効後に契約が復活できないことは、代表者も十分理解していた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 契約の失効について

- (1) 約款では、「保険料払込方法が年払契約の場合、契約日の1年目ごとの応当日の属する月の初日から末日までの期間（払込期月）内に保険料を払い込まなければならない」としたうえで、「払込期月の翌月初日から翌々月の月ごと応当日までの猶予期間内に払い込まれない場合、猶予期間満了日の翌日から契約の効力を失う」と規定している。
- (2) 保険会社は、払込期月の前々月に「保険料お払込みのご案内」を契約者に送付し、払込期月までに未払込みの場合は「保険料未払込みのお知らせ」で払込みを促し、払込猶予期間満了日まで未払込みであれば失効する旨通知することとしており、申立人（法人代表者）にも同様の取扱いがなされたことが推認できる。よって、募集人からの電話やファクシミリでの重ねての連絡の有無にかかわらず、失効の効力を争う余地はない。

2. 契約の復活について

約款では「保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます」と規定されているが、申立人が両契約の復活請求をしたところ、保険会社は、それぞれ、不整脈、糖尿病を理由として復活を承諾しなかった。

しかしながら、約款から明らかなおおりに、失効契約の復活には保険会社の承諾が必要であるが、契約の申込手続と同様、承諾は保険会社の自由な判断に委ねられており、保険会社に承諾の義務はなく、承諾しないことが信義則に反するような事情も見当たらない。